

● 新指定答申文化財の概要

【種別】有形文化財 工芸品

【名称】仏通禅師所用法衣並びに伝来什物

(ぶつつうぜんじしよようほうえならびにでんらいじゅうもつ)

一、七条袈裟 一領 (しちじょうけさ 1りょう)

一、直綴 二領 (じきとつ 2りょう)

一、頭陀袋 一口 (ずだぶくろ 1くち)

一、剃刀箱 一合 並びに 剃刀 二口 (かみそりばこ 1ごう ならびに かみそり 2くち)

一、柄錫杖 一柄 (えしゃくじょう 1え)

附 鉢盂 五口、匙 一口、筋 一对 (つきたり はつう 5くち、さじ 1くち、すじ 1つい)

【員数】一括

【所在地】多気郡明和町大字上野 652 安養寺

【年代】鎌倉～江戸時代

【規模】丈 92.0cm 幅 189.5 cm (七条袈裟)

【概要】

多気郡明和町に所在する臨済宗東福寺派の寺院、安養寺を開山した仏通禅師所用と伝えられる法衣や什物です。仏通禅師は京都東福寺の住職も務めた高僧で、安養寺で死去したと伝えられています。袈裟やその下に着る法衣、頭陀袋のほか、^{まきえ}蒔絵の剃刀や剃刀箱、仏通禅師供養の法要時に整えられた漆器等があります。

中でも仏通禅師所用とされる袈裟は、中国（南宋）から伝えられた生地を用いて作られており、県指定の染織品としては鎌倉時代までさかのぼる県内最古級の資料です。

資料は鎌倉時代の高僧の所用品としてまとめて伝来しており、学術的・文化的な価値が極めて高い、県内第一級の資料です。



七条袈裟